

令和 6 年度横須賀市インターンシップの実施について

はじめに

横須賀市では、就業意識の向上及び市政に対する理解を深めていただくことを目的に、体験型のインターンシップ（土木技術職、建築技術職、保健師）を実施します。

インターンシップを希望する場合は、**横須賀市インターンシップ実施要領**を読んだ上で、在籍する教育機関を通じてお申し込みください。
積極的に取組む意思のある学生の方のご応募をお待ちしております。

対象者

次に該当する方が参加できます。

- （１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等学校及び高等専門学校（以下、教育機関）の学生であること。
- （２）横須賀市役所の業務に関心があり、インターンシップに積極的に取り組む意思があること。
- （３）就職活動において横須賀市役所での勤務を志望し、又は志望する予定があること。

※単位取得を目的としたご参加はご遠慮ください。

大学へ提出するための書類作成依頼は原則お断りいたします。

申込期間

令和 6 年 6 月 17 日（月）～令和 6 年 7 月 5 日（金）

実習期間

令和 6 年 8 月の半日～2 日間（別紙カリキュラムより選択）

募集人数

各日程で数名程度（応募者多数の場合、別途調整）

実習内容

別紙カリキュラムより選択

実施手続等

- (1) 教育機関はインターンシップ受入依頼書(様式第1号)及びインターンシップエントリーシート(様式第2号)(学生記入用)を郵送により提出してください。
- (2) 学生個人からの申込みは受け付けておりません。
- (3) 依頼書及びエントリーシートを基に、受入れの可否を決定し教育機関に通知します。
- (4) 応募者多数の場合、可能な限り受け入れられるよう調整しますが、ご希望に添えない場合もあります。
- (5) 学生の受入れを決定した場合は、大学等とインターンシップに関する覚書(様式第3号)を締結します。
- (6) 学生は大学等を通して誓約書(様式第4号)を提出してください。
- (7) 学生は、実習終了後10日以内にインターンシップ実施報告書(様式第5号)を提出してください。
- (8) 全体の流れは**インターンシップフロー**を参考にしてください。

実習生の身分・報酬等

教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分は有しません。
賃金、報酬、手当、旅費及び一切の費用の支給はありません。
交通費や食費などは自己負担です。

保険への加入

教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。

また、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応するものとします。

問い合わせ先及び郵送先

横須賀市役所 総務部人事課 採用担当

〒238-0006

横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか4階

電話番号 046-822-9863

e-mail jinji-saiyou@city.yokosuka.kanagawa.jp